

■ Article ■

債権法改正の主要論点解説－「民法（債権関係）の改正に関する要綱」の概要－

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 はじめに

120 年ぶりの大改正となる債権法の改正案（「民法（債権関係）の改正に関する要綱」（以下「要綱」という））（注 1）が平成 27 年 2 月 24 日の法制審議会において確定した。債権法を規律する民法典は、市民社会の枠組みを規律する基本法典であるため、社会的な影響力は非常に大きい。要綱の改正項目は多岐にわたるので、本稿では実務上影響の大きいと思われる主要論点に絞って解説することとしたい（注 2）。

二 消滅時効に関する改正

（1）現行法の規律

現行法における消滅時効期間に関する規律は、債権の消滅時効期間を原則として 10 年としつつ（民法 167 条 1 項）、商行為に関する消滅時効期間を 5 年（商法 522 条）とし、さらに、飲食代等比較的少額な日常よく生じる債権については、職業別に細かく分けて規律して、1 年から 3 年というさらに短期の消滅時効にかかるものとしている（民法 170 条～174 条）。特にビジネスにおいて重要である売掛代金債権（後で代金を受け取る約束で商品を売ることを「売掛け」といい、その代金債権）は、2 年という短期の消滅時効にかかる（民法 173 条 1 号、最判昭和 59 年 2 月 23 日判時 1138 号 77 頁）等、債権の種類に応じた債権管理が必要であった。

しかし、現代社会において短期の消滅時効期間を現行法のように区分する妥当性は乏しいと考えられる（例えば、金銭の貸付について、銀行の場合は商法が適用されて 5 年であるのに対して、信用金庫の場合は 10 年とされる等）。

（2）要綱における改正案

そこで、要綱（第 7-1）は、債権の消滅時効における原則的な時効期間について、（1）「権利を行使することができることを知った時から 5 年間」という「主観的起算点からの短期」と、（2）「権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき」という「客観的起算点からの長期」の二重の期間構成をとる（注 3）。

売買契約等のように取引行為によって生ずる債権の場合、弁済期を暦日で定めるのが通常である。その場合、主観的起算点と客観的起算点が一致することになり、暦日の到来は債権者も当然に知りうるため、5 年で消滅する（注 4）。

また、交通事故を受けて損害を被った場合のように不法行為による損害賠償請求権についても一部改正がある。すなわち、現行民法 724 条に定める（ア）被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知ったときから 3 年間行使しないとき、また（イ）不法行為の時から 20 年という期間は維持しつつ、生命・身体 of 侵害

による重要な法益侵害に対する損害賠償請求権については、被害者の救済を図るべく、(ア)を 5 年に、(2)を 20 年にそれぞれ延ばすこととする(要綱第 7-4、7-5)。

三 法定利率に関する改正

(1) 変動制の導入

(一) 現行法の規律

利息を生ずる債権について、現行民法では法定利率(民法 404 条)を年 5 分としている。もっとも、近年は低金利の状態にあることから、その見直しが求められている。また、商行為によって生じた債務について年 6 分とする商事法定利率(商法 514 条)についても同様に見直しをする必要がある。

(二) 要綱における改正案

こうした状況に鑑みて、要綱(第 9-1)は、法定利率に変動制を導入することとした。もっとも頻繁に変動するとなると利率の計算が煩わしくなってしまうため、次のような緩やかな変動制を導入することとした。(1)まず、初めは法定利率を年 3%に引き下げ、(2)3 年ごとに法定利率の見直しを行うこととする。(3)その見直しにあたり、過去 5 年間の短期貸付の平均利率をもとに算定された「基準割合」と「直近変更期」との差をとり、(4)その差が 1%を超えると(1%未満の端数は切り捨てる)は、この差を直近変動期における法定利率に加算または減算した割合とする。

これに伴い、商事法定利率を定める商法 514 条は削除される。

(2) 中間利息控除

(一) 現行法の規律

例えば 10 年後に 100 万円の支払いを受けるというように、将来一定額の金銭の支払いを受ける債権があるとする。その現在価額を算定するには、将来得られる一定額から 10 年間で生じる利息を控除する必要がある。それを中間利息という。

特に、交通事故による後遺症による遺失利益の賠償を請求する場合にも、中間利息を控除する必要がある。

(二) 要綱における改正案

(1)のように法定利率が変動制に移行した場合にどうすべきかが問題となる。要綱(第 9-3)は、中間利息控除は法定利率によるという現在の実務を維持しつつ、損害賠償の請求権が生じた時の法定利率によるという規律を設けることとする(注 5)。

要綱に従って法定利率が 5%から 3%へと引き下げられると、控除の算出によって損害賠償額が増加することも予想されるため、実務に対する影響は大きいといえる。

四 保証に関する改正

(1) 保証契約の範囲の明確化

(一) 現行法の規律

債務者 A が債権者 B から 100 万円の貸金を受けるにあたり、保証人 C がその貸金債務の保証契約を結んだ場合、支払期日になっても A が 100 万円を返済しないときは A に代わって C が返済する義務を負う（民法 446 条 1 項）。

そして、保証人の負担が債務の目的または態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮するというのが、現行民法 448 条である。もっとも、この規定は、保証契約が締結された後に主たる債務が加重されたときに、保証人の負担も加重されるか否かについては定めをおいていない。しかし、これについては明文の規定がなくとも認められると解されてきた（注 6）。

(二) 要綱における改正案

そこで要綱（第 18-1(2)）は、主たる債務の目的または態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されないと規定し、学説上異論のない準則を明文化することで、国民にとってわかりやすい規律にしようとする。

(2) 保証人保護の方策の拡充

(一) 現行法の規律

保証契約の締結について現行民法は、書面（または電磁的記録）でなされなければならない（民法 446 条 2 項、3 項）として、保証人が保証契約を締結して責任を負うことについて慎重に判断させるとともに、保証の意思を外部的に明らかにさせることとしている。もっともここで求められる書面は公正証書である必要はなく、私書証書でかまわないとされている。

また、金銭の貸渡しが含まれる不特定の債務を主たる債務とする個人の「貸金等根保証契約」について、保証人は極度額を限度とした履行責任を負うというのが現行民法の規律である（民法 465 条の 2）が、いわゆる第三者保証の危険を低減するためには規制範囲の拡大が求められていた。

(二) 要綱における改正案

そこで要綱（第 18-5(1)）は、根保証契約の対象を貸金等根保証契約から、貸金等を含まない「個人根保証契約」へと広げることとする。すなわち、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（根保証契約）の（法人を含まない）個人保証人について、極度額を定めなければ効力を生じないとし、その締結は書面（または電磁的記録）でなされなければならないとする。

さらに、いわゆる第三者保証（金融機関が中小企業に融資を行うにあたり、その企業の経営とは直接関係のない第三者を保証人として求める保証）について、次のように個人保証を制限している。すなわち、個人保証人が「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約」または「主たる債務の範囲に事

業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約」を締結するときは、その契約締結日の 1 か月以内に作成された公正証書で、その内容を確認することが義務付けられることになる（要綱第 18-6(1)）。公正証書を作成するには、保証人になろうとする者が、主たる債務の債権者および債務者、主たる債務の元本や利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものの定めの有無およびその内容、そして主たる債務者がその債務を履行しないときには債務の全額について履行する意思を有していることを、口授しなければならないとする。これは、公証人という第三者を介在させることによって、保証人になることに慎重な判断をさせようとするものである。

もっとも、この規制はいわゆる第三者保証の危険を避けるためのものであるから、経営者保証については、事前に公正証書を作成させる必要はなく、通常の保証契約で足りることになる（要綱第 18-6(3)）。すなわち、主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者等については、事前に公正証書を作成し公証人に口授することは要求されない。

五 賃貸借に関する改正－敷金に関する規定の新設－

（１）現行法の規律

家やマンションの一室を借りるというように、貸主がもつ財産を他人（借主）に利用させ、一定期間後に貸したその物を返してもらい、借主が借りた対価（賃料）を支払うというのが賃貸借契約である（民法 601 条）。例えば家を借りる契約を結ぶにあたり、毎月の家賃のほかに、敷金の支払いを求められることがある。契約時において賃料以外に支払われる金銭には、(1)賃借人が賃貸人に負担する賃料債務その他一切の債務を担保するための金銭（一般に敷金といわれる）と、(2)権利金や礼金等とよばれる一定期間の賃料の一括前払いの金銭等がある。前者は賃貸借契約終了後、賃借人に債務不履行がなければ明け渡し時に返還されるものであるが、後者は原則として返還が認められないものである。

敷金については、現行民法の規定の中に用語が出てくる（民法 316 条、619 条 2 項）ものの、これを定義する明文の規定は置かれていないため、敷金に関する法規制が明確ではないといわれていた。

（２）要綱における改正案

そこで、要綱（第 33-7）は敷金について明文の規定をおくこととした。

(1)まず、敷金について、「いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう」といった定義を設ける。

(2)敷金の返還時期や返還の範囲等について、次のような規律を設けることとする。(一)賃貸人は、敷金を受け取っている場合において、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、または、(二)賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人

の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。これは現行民法における判例準則を明文化したものである(注 7)。

(3) また、賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる旨を定めることとする。これは、敷金を債務の弁済に充当することができるのは賃貸人であり、賃借人にはその請求を認めないという現行法下で一般に認められた準則を明文化するものである。

(注 1) 法制審議会総会「民法(債権関係)の改正に関する要綱」

(<http://www.moj.go.jp/content/001136889.pdf>、NBL1045 号(平成 27 年) 21 頁。

(注 2) 要綱の一段階前の「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案」

(<http://www.moj.go.jp/content/001127038.pdf>) では、「第 28 提携約款」が引き続き検討することとして、項目全体が保留(【P】)となっていたが(これについては、拙稿「民法改正の動向—『民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案』の概要—」日税研メルマガ vol.91 参照)、要綱では改正対象に加えられることとなった。

(注 3) 松久三四彦「消滅時効」法律時報 86 巻 12 号(平成 26 年) 57 頁。

(注 4) 山野目章夫「民法(債権関係)改正のビューポイント」NBL1039 号(平成 26 年) 73 頁。

(注 5) 大塚直「不法行為との関係—中間利息の控除を中心として—」法律時報 86 巻 12 号(平成 26 年) 54~55 頁。

(注 6) 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権(第 3 版)』(平成 17 年) 338 頁。

(注 7) 潮見佳男『民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の概要』(平成 26 年) 211 頁。

※本稿脱稿後に、平成 27 年 3 月 31 日の定例閣議において、「民法の一部を改正する法律案」が決定されたとの報に接した

(http://r26.smp.ne.jp/u/No/328618/kASX0jGigh9b_1894/328618_150331056.html)。

以上